

○甲西町地域総合センターの設置および管理に関する条例

(昭和52年10月1日
条例第25号)

改正 平成7年2月1日条例第1号 平成12年3月21日条例第41号
平成13年3月22日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)に基づき、地域住民の生活の向上、人権啓発のための住民交流の拠点として総合的な事業を展開し、もって豊かな町民生活の安定を期するため、地域総合センター(以下「総合センター」という。)を設置する。

(設置および運営主体)

第2条 総合センターは、町が設置し、運営するものとする。

(名称および所在地)

第3条 総合センターの名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
三雲会館	甲西町大字三雲729番地
三雲教育集会所	甲西町大字三雲152番地
夏見会館	甲西町大字夏見1,505番地
柑子袋会館	甲西町大字柑子袋888番地
岩根会館	甲西町岩根中央一丁目18番地

(事業)

第4条 総合センターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行ひ。

- (1) 人権啓発および広報活動事業に関する事。
- (2) 相談事業に関する事。
- (3) 調査および研究に関する事。
- (4) 自主的活動の育成指導に関する事。
- (5) 教育、文化の向上および啓発に関する事。

(6) 地域福祉事業に関する事。

(7) 地域交流事業に関する事。

(職員)

第5条 総合センターには、次の職員を置くことができる。

- (1) 施設長(館長または所長)
- (2) 主事
- (3) 指導職員
- (4) 福祉関係の職員
- (5) その他の職員

(運営審議会)

第6条 総合センターに関する重要事項について、調査、審議する機関として、地域総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じまたは関係行政機関に意見を具申するものとする。
- 3 審議会委員には報酬及び費用弁償を支給する。報酬および費用弁償の額ならびに支給については、特別職で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例(昭和37年甲西町条例第4号)の定めるところによる。

(使用の許可)

第7条 総合センターを使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えないことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設または、設備に損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他総合センターの正常な運営上支障があると認められるとき。

(許可の取り消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、許可の条件を変更し、または施設の使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が条例、その他これに基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(3) 使用者が許可の条件に違反したとき。

(目的外使用)

第10条 第4条に掲げる事業以外のことのために総合センターを使用しようとする者は、別表のとおり使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付)

第11条 前条の規定による使用料は、その使用の日の前日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 次のいずれかに該当する場合には、前条の規定により納付した使用料を還付することができる。

- (1) 災害その他管理運営上の都合により、使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用者が止むを得ない事由により、使用の取り消しを申し出て町長が正当と認めたとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 甲西町隣保館設置条例(昭和48年甲西町条例第8号)は、廃止する。

付 則(平成7年条例第1号)

この条例は、平成7年2月11日から施行する。

付 則(平成12年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

D (甲西町六二) 一一五五ノ四(一ノ二二)

別表 (第10条関係)

区 分 名 称	午 前	午 後	夜 間	午前・午後
	9時~12時	1時~5時	5時~10時	午前9時~ 午後5時
会議室、調理室、老人室、集会研修室	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円
その他の各室	200	300	400	400

D (甲西町六二) 一一五五ノ三